

ご加入者様が撮影した

画像による損害評価が可能になりました

大規模災害発生時などに迅速な損害評価を行い、復旧作業が早期に可能になります。
ご協力いただける方は、加入申込み時にNOSAIへお伝えください。

画像による損害評価をお願いする場合は・・・

- ・自然災害等により、特定園芸施設が**原型を失うほどの被害に遭ったとき**
- ・広域に全損被害が発生するような大規模災害のとき
- ・附帯施設、施設内農作物も原型を失うほどの被害の場合は、併せて画像による損害評価が可能です。



! 画像を提供いただいた場合でも、被害状況等によっては従来通り、現地にて損害評価を行う場合があります。

NOSAIから連絡があるまでは被災した特定園芸施設の撤去や復旧は行わないでください。

※NOSAIから連絡がある前に撤去又は復旧を行った場合、共済金の一部又は全部を払えない場合があります。

←水害により全損になったハウス

【お問い合わせ先】福島県農業共済組合

◆県北支所

☎ 0243-23-7777

福島出張所

☎ 024-544-2711

伊達連絡所

☎ 024-572-5733

相馬出張所

☎ 0244-23-6236

◆中央支所

☎ 024-933-3307

田村出張所

☎ 0247-82-0249

双葉出張所

☎ 0240-22-4111

いわき出張所

☎ 0246-24-1166

◆県南支所

☎ 0247-37-1003

白河出張所

☎ 0248-27-1121

棚倉連絡所

☎ 0247-33-2261

◆会津支所

☎ 0241-28-1111

南会津連絡所

☎ 0241-62-5588

対象となる被害が発生したら・・・

- ①事故発生後、NOSAIに電話にて事故が発生した旨を連絡する。(事故発生通知)
- ②災害の発生状況により、NOSAIから画像による損害評価をご依頼
- ③被害棟を4方向から撮影(下記参照)
- ④撮影した画像を下記のいずれかの方法で送信
 - ・共通申請サービス(eMAFF)
 - ・画像送信フォーム
 - ・メール
- ⑤画像を送信した翌営業日中までにNOSAIから連絡があります。

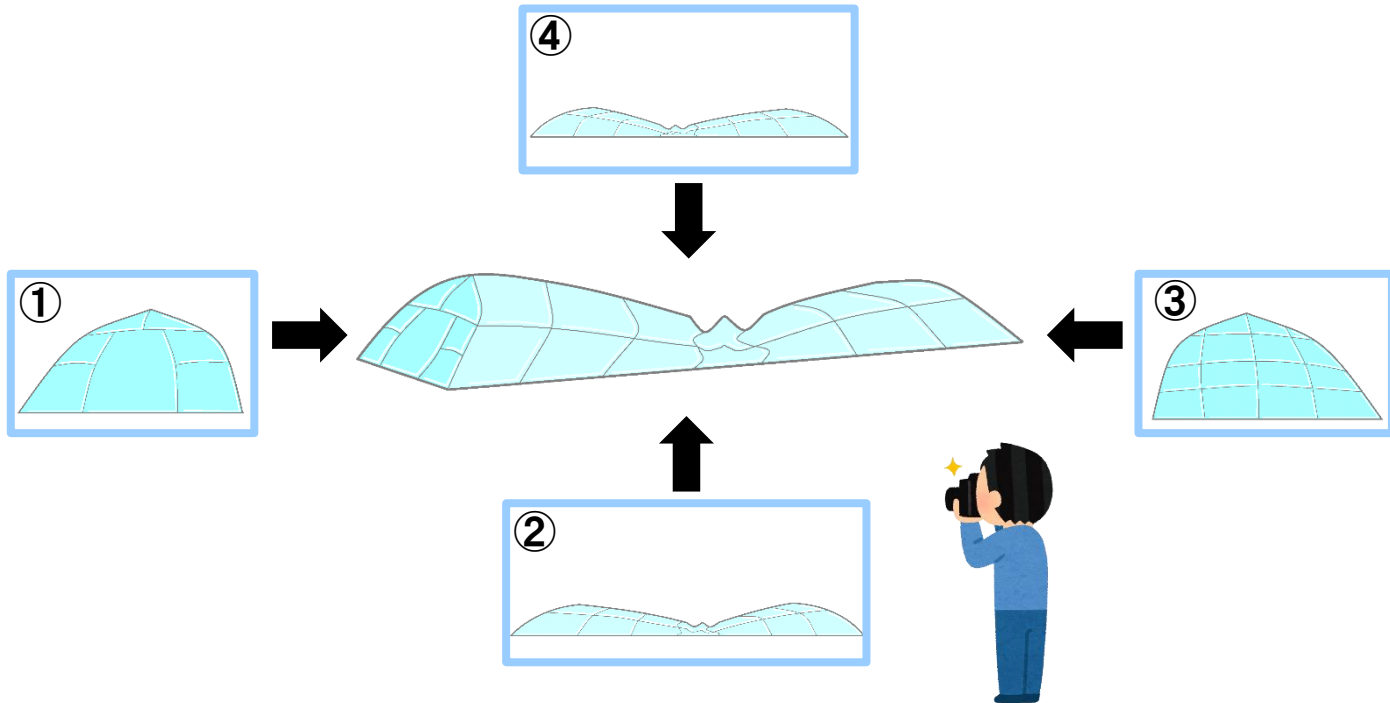


画像送信フォーム

※撮影の際は、撮影年月日データを記録する機能がある機材を使用してください。

※災害の影響等により安全に撮影ができない場合は、撮影が可能になる時期の見込みを組合に連絡してください。

<撮影イメージ>



※被害棟を特定するため、このほかに被害棟の特定に役立つ目印(隣接する道路や建物等)が含まれた画像を1枚撮影してください。

eMAFFによるインターネット申請も可能です

- ・農林水産省が提供する「農林水産省共通申請サービス(eMAFF)」でも、撮影した画像の送信が可能です。
 - ・画像による損害評価だけでなく、園芸施設共済の加入申請も可能となります。
- ※eMAFFによるインターネット申請には、専用のIDが必要になります。

詳しくは  で検索！